

## 2018年度版公立幼稚園教諭・保育士試験対策シリーズ 正誤表

2017年8月4日  
協同出版

弊社の出版物に以下の誤りがありました。謹んでお詫びするとともに、下記のように訂正いたします。

◆正誤表に掲載されていない正誤に関する疑問点がございましたら、下記項目をご記入の上、電子メール、FAX、または郵送にてお送りいただくようお願いいたします。

① 書籍名、都道府県(学校)名、年度

教員採用試験シリーズの場合は過去問、参考書等もご記入ください。

(例:東京都教員採用試験過去問シリーズ 小学校全科 20〇〇年度版)

② ページ数、問題番号

書籍に記載されているページ数、問題番号をご記入ください。

③ 正誤についての問い合わせ内容

内容は具体的にご記入ください。(例:問題文では“ア～オの中から選べ”とあるが、選択肢はエまでしかない など)

[送付先]

○ 電子メール: edit@kyodo-s.jp

○ FAX: 03-3233-1233 (協同出版株式会社 編集制作部 行)

○ 郵送: 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5 協同出版株式会社 編集制作部 行

[ご注意]

○ 電話での質問や受験相談等につきましては、受付けておりません。ご了承の程お願い申し上げます。

○ 正誤表の更新は適宜行っております。

○ いただいた疑問点につきましては、当社編集制作部で検討の上、正誤表への反映を決定させていただきます(個別回答は、原則行っておりませんのでご理解ください)。

| カテゴリ                 | 書名           | ページ | 項目            | 誤                  | 正    |
|----------------------|--------------|-----|---------------|--------------------|------|
| 2018年度公立幼稚園教諭・保育士問題集 | 幼稚園教諭シリーズ 全般 | /   | 「幼稚園教諭分野／教育法規 | 解答・解説の問題番号が異なっている。 | 別紙参照 |
|                      |              |     |               |                    |      |

## お詫びと訂正

このたびは2018年度版公立幼稚園教諭・保育士採用試験対策シリーズをお買いいただきまして誠にありがとうございました。公立幼稚園教諭・保育士問題集の「幼稚園教諭分野／教育法規」の解答部分に誤りがありましたので、下記のように訂正させていただきます。今回はご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。

協同出版・協同教育研究会

1 ～ 26 までの解答・解説は、5 ～ 30 に該当します。それぞれ解答・解説を以下のようにして下さい。

|                     |        |         |         |         |         |
|---------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1 ～ 4 の<br>解答・解説を削除 | 8 → 4  | 13 → 9  | 18 → 14 | 23 → 19 | 28 → 24 |
|                     | 9 → 5  | 14 → 10 | 19 → 15 | 24 → 20 | 29 → 25 |
| 5 → 1               | 10 → 6 | 15 → 11 | 20 → 16 | 25 → 21 | 30 → 26 |
| 6 → 2               | 11 → 7 | 16 → 12 | 21 → 17 | 26 → 22 |         |
| 7 → 3               | 12 → 8 | 17 → 13 | 22 → 18 | 27 → 23 |         |

また27 ～ 30 の解答・解説は以下ようになります。

### 27 ③

**解説** 発達障害者支援法第3条第2項の条文である。発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあり、「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(第2条)である。学校教育法において「特殊教育」が「特別支援教育」に改められ、通常の学校に関しても、そうした発達障害を持つ幼児・児童・生徒等への対応が求められている。とりわけ早期の対応が重要であり、幼稚園教育要領においても「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく」(「特に留意する事項」(2))とされていることにも、併せて注目しておきたい。

### 28 ④

**解説** ① 学校教育法第2条では、学校の設置者を国、地方公共団体、学校法人に限っているが、幼稚園に関しては附則第6条で「当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない」とされており、実際に宗教法人立幼稚園などがある。② 市町村に設置が義務付けられているのは、小・中学校だけである(学校教育法第38条、第49条)。③ 1学級当たりの幼児数を定めているのは、幼稚園設置基準である。④ 適切である。幼稚園設置基準第8条にこの規定があり、3階建以上とするのは「特別の事情があるため」に限るとされている。⑤ 図書室は小学校などには必置だが、幼稚園の場合は「備えるように努めなければならない」(幼稚園設置基準第11条)とするにとどめている。

### 29 ①

**解説** ① 第4条の規定で、適切である。② 第5条第4項の規定は「幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる」となっている。自治体などによっては幼稚園長と小学校長を兼職することが普通になっているところも少なくない。③ 第6条の規定は「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない」とされており、努力義務にとどめている。④ 第9条第2項は「保育室の数は、学級数を下ってはならない」としている。⑤ 第8条第2項では「園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする」としている。

### 30 ①

**解説** ① 第2条(基準の向上)にこの規定があり、適切。② 第3条(1学級の幼児数)の条文であるが、正しくは「35人以下を原則とする」。③ 第8条(園地、園舎及び運動場)の条文であるが、正しくは「置かなければならない」。なお、この規定の後に、但し書きとして、「園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第2階に置くことができる」とされている。④ 第9条(施設及び設備等)に「特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる」との規定がある。⑤ 第10条第2項の規定であるが、正しくは「～しなければならない」。